

## 「地創塾」塾生募集要項

### 1.応募要件

以下のすべてに該当する方

- (1) 地方公共団体の職員の方（所属・役職・年齢は一切問いません）
- (2) 年間を通じて授業及びイベント等に参加できる方
- (3) 組織から本塾への参加について承認及び推薦を受けた方

※本塾はオンライン等で開講しますが、原則として毎週出席いただくことを前提としています。

庁内において、勤務時間中に本塾の参加や課題作業等を行うことにつき、あらかじめ承認及び推薦を受けたうえで応募するようにしてください。

### 2.開講期間

令和8年4月～ 令和9年3月（予定）

### 3.応募手続

- (1) 応募期間

令和8年2月24日（火）～ 3月23日（月）

- (2) 応募方法

応募は下記リンクより行ってください。

<https://forms.office.com/r/QF5U7uzQUB>

※各団体の代表部局において記載してください。

※セキュリティの都合等で上記リンクが利用できない場合は、末尾問合せ先までご連絡ください。

※応募に当たっては、別資料の「「地創塾」実施概要」も併せてご確認ください。

- (3) 応募人数

1団体につき最大3名まで応募可能です。

※複数名で応募する場合は、選考を行う場合があるため、優先順位を付けて応募ください。

- (4) 受講希望者の選考

- ・ 受講希望者が多数の場合は、応募書類の記載内容に基づき選考を行う場合があります。
- ・ 選考結果については、4月1日までに応募いただいた全ての地方公共団体に連絡します。

- (5) 選考基準

- ・ 選考に当たっては、「地創塾」参加への意気込み等を総合的に審査します。
- ・ 幅広い世代の参加を確保するため、受講希望者の年代等を考慮して選考を行う場合があります。

### 4.注意事項

- ・ 受講の決定後、正式に「受講申込書」を提出していただきます（様式は受講決定連絡と併せて送付します。）。
- ・ 以下のような行為が発覚した際は、入塾後であっても参加をお断りする場合があります。
  - ・ 欠席や課題の未提出が多い場合

(公務等をやむを得ず欠席される場合は、事前にご連絡を頂くとともに、後日配信される動画やレポートを参照し、課題提出を行っていただきます。)

- ▶ 授業等において、他の参加者の発言内容やアイデア等を本人の許諾なく SNS 等で発信する等、参加者が安心して議論できる環境が損なわれる行為があった場合
- ▶ その他、講演者や他塾生の発言中での割り込みや私語など、授業の進行を妨げる行為がある等、塾の運営に重大な支障をきたすと事務局が判断した場合

## **5.お問合せ先**

内閣府 地方創生推進室

担当：佐藤、藤村、濱本

メール：JPccrc@cas.go.jp

以上